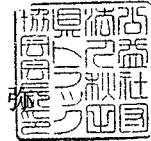


秋ト協第83号  
平成30年7月2日

会員各位

(公社) 秋田県トラック協会  
会長 赤上信



平成30年度・秋田運輸支局長表彰の表彰対象者の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年実施している秋田運輸支局長の功労者・従事者表彰について、別紙の通り募集致しますので、基準に該当する方がおられましたら7月31日までに推薦をお願い申し上げます。

については、推薦に必要な書類や作成上の注意事項について、協会HPに掲載しておりますのでご確認をお願いします。

敬具

記

1. 選考基準 別紙のとおり

2. 必要書類

(1) 功労者表彰

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| ①. 功績調書 | ④. 無事故・無違反証明書       |
| ②. 履歴書  | ⑤. 戸籍抄本             |
| ③. 自認書  | ⑥. 団体または企業の規模事業概況等調 |

(2) 従事者表彰

- |         |               |
|---------|---------------|
| ①. 功績調書 | ④. 無事故・無違反証明書 |
| ②. 履歴書  | ⑤. 戸籍抄本       |
| ③. 自認書  | ⑥. 推薦書        |

3. 表彰日 平成30年11月1日(木)

4. 注意事項

- ・基準日は、平成30年11月1日となりますので年齢等に誤りがないようにご注意ください。
- ・(株) (有) 等は略さないで正式に株式会社、有限会社のように記載してください。
- ・提出部数は4部ですので、1通が本通、他の3通はコピーして送付ください。

[担当] 業務課 宮崎知之

電話 018-863-5331

## 秋田運輸支局長「功労者」表彰について

### 選考基準

- (1) 自動車関係事業の役員として13年以上又は事業者団体の役員として8年以上、若しくは、当該事業又は団体に25年以上勤務し、その功績が顕著な48才以上の現にその職にある者。
- (2) その他自動車関係事業の発達改善に尽力し、その功績が顕著な者。(又は団体)

### 留意事項

- (1) 「事業の役員」とは、取締役相当以上又は経営責任者をいう。
- (2) 「事業者団体の役員」とは、理事等（理事制のない場合の理事相当職及び専務理事制のない場合の事務局長等を含む）以上の役職をいう。但し、監事、顧問、評議員、代議員等は含まない。
- (3) 「当該事業又は団体に25年以上勤務」として表彰する者は、事業又は団体の役員であって、その期間が2年以上の経歴を有するものに限る。
- (4) 年齢、年数は、表彰日現在で計算する。
- (5) 候補者は、原則として当該事業者団体の長、若しくは、これに準ずる者の推薦する者に限る。
- (6) 候補者は、過去1年内に東北運輸局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者で、かつ、過去3年内に道路交通法違反による処罰を受けていない者に限る。
- (7) 選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者等、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

以上

## 秋田運輸支局長「従事者」表彰について

### 選考基準

#### (1) 事業の従事者

事業の従事者であって、25年以上にわたって当該業務に精励し、年令45才以上の者、又は、団体の従事者であって、20年以上にわたって当該業務に精励し、年令40才以上の者で、勤務成績優秀にして他の模範となる者。

#### (2) 道路運送事業等運転者

現に道路運送事業等の事業用自動車運転者として15年以上勤務し、その間責任事故もなく、成績、優秀、操行ともに他の模範となる者。

#### (3) 自動車整備士等

現に自動車整備士等として、自動車整備に係る実務に15年以上勤続し、その間責任事故もなく、成績、操行ともに他の模範となる者。

### 留意事項

- (1) 「事業の従事者」とは、当該業務に一貫して従事している者。
- (2) 運転者の勤続年数は、事業用自動車を運転し得る免許を取得した以降を計算するものとし、異業種における年数は合算しない。
- (3) 「自動車整備士等」とは、自動車整備士、整備主任者、整備管理者、整備教育指導員、その他これに準ずるもの。
- (4) 年齢、年数は、表彰日現在で計算する。
- (5) 候補者は、原則として事業経営者又は団体の長が推薦する者に限る。
- (6) 候補者は、過去1年以内に東北運輸局長が所轄する関係法令違反による処罰を受けていない者に限る。
- (7) 候補者は、過去3年以内に道路交通法違反による処罰を受けていない者に限る。
- (8) 選考にあたっては、罪を犯した者、被疑者、社会的な道徳の欠如している者等、その者を表彰することが国民感情にそぐわない者については、除外する。

以上